

第 1 章 総則関係

第 1 節 総則事項

第 1 納税の告知等

- 1 普通徴収及び更正又は決定に係る納税の告知は、納税通知書及び更正又は決定の通知書を納税者に送達して行うこと。
- 2 法第 13 条第 2 項の規定による納付の告知は、滞納処分費の納付通知書を送達して行うこと。
- 3 上記 1 及び 2 の通知書（以下この章において「納税通知書等」という。）の送達及び記載事項については、次の事項に留意すること。

(1) 住所（居所）及び名称等

納税通知書等には、個人にあつては、その個人の住所（居所）及び氏名を記載し、法人にあつては、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地及び法人名、代表者名（清算人等の氏名を必要とするものにあつてはその氏名）を記載すること。

(2) 住所（居所）又は主たる事務所等の所在地が不明の場合

納税者の住所（居所）若しくは主たる事務所等の所在地が全く不明である場合又は外国においてすべき送達につき動乱等困難な事情があると認められる場合は、その者に対する納税通知書等の送達は、法第 20 条の 2 の規定する公示送達の方法によること。

(3) 連帯納税義務者に対する納税の告知

連帯納税義務者に対する納税の告知は、連帯納税義務者各人に対して行わなければその効力を生じないものであること。

(4) 納税管理人がある場合の納税の告知

納税管理人がある場合には、納税通知書等に納税者の氏名及び納税管理人の住所氏名をあわせて記載し、納税管理人を名あて

人として、その者の住所（居所）又は事務所等に送達すること。

(5) 相続人等の納税義務

法第 9 条の規定による相続があつた場合において、すべての相続人又は相続分が明らかであるときは、法第 9 条の規定によって定められる承認税額にもとづき、各相続人ごとに個別に納税通知書を作成し、これを一括して、法第 9 条の 2 第 1 項の規定による届出された代表者に送達するものとする。

(6) 相続人が明らかでない場合

法第 9 条の 2 第 2 項の規定により指定された代表者に対し納税通知書等を発する場合において相続人が明らかでないときは、「法第 9 条の 2 第 2 項の規定により被相続人何某の何税何円のうち、あなたの相続分によりあん分して計算した額に相当する金額」の趣旨を明示して、各相続人ごとに個別に納税通知書等を作成し、一括してその代表者に送達すること。

なお、上記の文言及び計算の基礎を納税通知書に表示する方法は、同様式裏面「せつめい」欄下段の余白部に記載するものとする。

(7) 送達書類等の訂正処理

納税通知書等でその記載事項を訂正する場合には、訂正印（新潟県）を確実に押印し訂正したものであることを明確にすること（登記登録関係書類等法律又は他の官公署において訂正方法を定めているもの及び県税領収証書等で首標金額の訂正を禁じられているものを除く。）。

第 2 書類の送達

1 送達の方法

納税通知書等は原則として、通常の取扱いによる郵便により行うものとし、法第 20 条第 2 項及び第 3 項に規定する交付送達を行う場合は、「送達書」（様式通達第 27 号様式）によ

り取り扱うこと。

2 納期限等

(1) 納税通知書

納税通知書は、おそくとも納期限前 10 日までに納税者に送達するものとし、通常の取扱いによる郵便による場合は、郵便通送の日数を考慮して納期限を指定すること。

たとえば、3 月 31 日を納期限とする場合において、通常 4 日間の通送期間がある場合には、21 日までに到達するよう 18 日以前に納税通知書を発付すること。

(2) 更正、決定等の納期限

更正又は決定があった場合の不足金額の納期限は、法人県民税にあつては法第 56 条第 1 項の、法人事業税にあつては法第 72 条の 44 第 1 項の、産業廃棄物税にあつては法第 733 条の 17 第 1 項の規定により、更正又は決定の通知をした日から 1 月を経過した日、ゴルフ場利用税にあつては法第 88 条第 1 項の、軽油引取税にあつては法第 144 条の 45 第 1 項の規定により、更正又は決定の通知をした日から 15 日を経過した日とすることになっているが、具体的には次によること。

ア 通知をした日

更正又は決定の「通知をした日」とは、発信主義によりその通知書を発送した日で、郵便による場合は文書整理簿の発送年月日欄に記載された日であること。

イ 経過した日又は経過する日

「経過した日」又は「経過する日」とは、通知をした日の翌日から起算して計算するものであるが次の例によること。

通知をした日	1 月を経過した日	15 日を経過した日	1 月を経過する日
1 月 29 日	1 月 30 日	3 月 1 日	2 月 14 日
			2 月 28 日
			(又は 29 日)
1 月 30 日	1 月 31 日	3 月 1 日	2 月 15 日
			2 月 28 日
			(又は 29 日)
1 月 31 日	2 月 1 日	3 月 1 日	2 月 16 日
			2 月 28 日
			(又は 29 日)
3 月 15 日	3 月 16 日	4 月 16 日	3 月 31 日
			4 月 15 日

ウ 更正又は決定による不足金額の納期限とされる日が、国民の祝日、日曜日その他の休日（土曜日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を含む。以下本節において「休日等」という。）に該当するときは、これらの日の翌日を納期限

として指定すること。

エ 加算金の納期限

加算金の納期限は、法にその明文規定がないので、次により取り扱うこと。

(7) 更正又は決定により徴収すべき過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額がある場合は、更正又は決定による不足金額の納期限を納期限とすること。

(4) 修正申告又は期限後申告により徴収すべき過少申告加算金額又は不申告加算金額があるときは、それぞれの税目の更正又は決定による不足金額の納期限の例により納期限を定めること。

第 3 返された納税通知書等の処理

1 返された納税通知書の取扱い

納税通知書が返されたのち再び納税通知書を発付する場合は、納税通知書再発付決議書（基本要綱第 27、28 号様式）によるものとし決議書又はその写しを収税課へ回付すること。

この場合、再発付する納税通知書の納期限は、法定期間を保持するよう特に注意すること。

2 返された原因が納税通知書のあて名の誤記その他納税通知書の送達手続の誤りに基づく場合の取扱い

この場合は、直ちに訂正処理するものとし、納税者の住所（居所）又は事務所等の所在地が不明の場合は、実態調査により遺留財産の有無等を確認するとともに、関係官公署団体等に対する照会、近隣者の事情聴取、同業者の調査及び転出先の調査等を行って、住所（居所）又は事務所等の所在地をは握するように努めること。

3 返された申告書等の処理

送付した申告書又は更正、決定通知書等が

返された場合は、2に準じ調査を行い、その実態に応じて再送付又は除帳等の措置をすみやかに行うこと。

第4 公示送達

1 公示送達ができる場合

公示送達は、諸帳簿の調査、実態調査及び関係官公署団体の調査等通常納税通知書等の送達を受けるべき者について必要と思われる調査をしてもなお納税者の住所（居所）又は事務所等の所在地が不明の場合に限られるものであること。

2 送達の効力発生時期

公示送達は、掲示をはじめた日を第1日とし、7日目の翌日に書類の送達があったものとみなされる（7日目に相当する日が休日等に該当する場合でも変更されない。）ので、公告をはじめた日を含めて8日目にその効力が発生するものであること。

3 公示送達の方法

公示送達は、公示送達書（様式通達第28号様式）の掲示により行うこと。

なお、複数の者に対し同一の内容の公示送達をする場合、送達を受けるべき者の氏名又は名称は、連名による内訳書を併せて掲示することにより行っても差し支えないこと。

第5 期間の計算及び期限の特例

1 期間及び申告期限等

(1) 法、条例等に定める期間の末日又は法、条例等に定める申告期限、納期限若しくは申請、請求等に関する期限（以下第5において「申告期限等」という。）が休日等に該当する場合は、法第20条の5第2項の規定により、期間はその休日等の翌日をもって満了し、申告期限等は、その休日等の翌日とみなされるものであること。

したがって、この場合における延滞金若しくは還付加算金の計算の始期又は徴収猶予

若しくは更正の請求等の起算日は、特例によりみなされた申告期限等の翌日となるものであること。

(2) 法、条例等に定める申告期限等を具体的に指定する場合において、指定した日が休日等に該当するときは、期限の特例により、申告期限等は当該指定の日の翌日とみなされる。

したがって、法第15条、法第144条の29等により徴収猶予を行う場合は、あらかじめ調査を行い、徴収上特別の支障があるときを除き、期限の特例が適用された後の延長された日を指定すること。

(3) (1)による期限の特例は、行政処分により指定する申告期限等には適用がない。

したがって、不動産取得税及び随時課税に係る自動車税等の納期限を指定する場合は、あらかじめ調査を行い、当該納期限が休日等に該当することのないよう留意すること。

2 削除

第6 端数計算の適用

端数計算の適用については、昭和38年9月19日自治丙府発第49号「地方団体の徴収金の端数計算について」自治省税務局長通達により取り扱うこと。

第7 出納整理期間中における調定区分

出納整理期間中（4月1日から5月31日まで）における調定年度区分は次の取扱いによること。

1 本税の調定区分

出納整理期間中において更訂減又は確定申告減及び更正減等により本税額が減額となる場合は、新年度所属の過年度分減額となること。ただし、次の場合は旧年度所属の現年度分減額となること。

- (1) 既調定済額の誤りによる訂正
- (2) 現年課税分で減額処理日現在未納となっているもの（自動車税を除く。）
- (3) 個人県民税の減額

2 加算金等の調定区分

当該年度の出納整理期間中において行う当該年度に所属する本税についての修正による増加税額に係る加算金及び更正又は決定による不足税額に係る加算金の調定は新年度所属とし、減額に係る加算金については、新年度所属の過年度分減額となること。ただし、次の場合は旧年度所属の現年度分減額となること。

- (1) 既調定済額の誤びゅう訂正
- (2) 現年課税分で減額処理日現在未納となっているもの（自動車税を除く。）

第8 秘密の保持

税務職員の守秘義務については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条及び法第21条の2に定められているが、その運用にあたっては、納税義務者、納税者又は特別徴収義務者（以下第8において「納税者等」という。）について、その秘密を保持することによる利益と開示することの法益を勘案し、次に留意すること。

1 課税資料等の開示

課税及び滞納処分等に関する資料の開示については、後記第5章第7節第1、1(8)並びに「納税貯蓄組合長に対する納税通知書の一括送達について（昭和40年7月22日付け税第597号通達）」及び「課税資料の収集について（昭和48年2月16日付け税第90号通達）」に定めのあるものを除き、原則として行わないこと。

2 税額等の照会

納税者等の収入金額若しくは所得金額又は税額等職務上知り得た事項については、納税者等から照会があった場合を除き、官公署、銀行、興信所等の第三者からの電話、口頭又は文書による照会に対しては、文書による次に掲げる照会を除き、原則として回答しないこと。

- (1) 法令に基づく照会
- (2) 徴収法に規定する滞納処分の例による処分をするためにする照会

3 納税証明書の交付

納税証明書の交付にあたっては、交付の請求をすることができるものであるかどうかの確

認を後記第4章第6節第1により行うこと。

第9 不利益処分及び申請に対する拒否処分に係る理由の提示

- 1 県税の各行政処分のうち、不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。）及び申請に対する拒否処分（申請によって求められた許認可等をしていない処分をいう。）（以下「不利益処分等」という。）については、理由の提示が必要であり、それぞれ次の内容を明示すること。

(1) 不利益処分

ア 根拠条項

イ 処分要件に該当するその原因となる事実

(2) 申請に対する拒否処分

ア 申請を拒否する根拠となる許認可等の要件

イ 該当する事実

- 2 不利益処分等に該当する様式については、理由欄の有無に応じて、次のとおり取り扱うこと。

(1) 理由欄のある様式

当該欄に不利益処分等の根拠条項等を記載すること。

(2) 理由欄のない様式

根拠条項等を記載した別紙を作成の上、不利益処分等の通知に添付すること。

- (3) 不利益処分のうち、納税通知書、督促状、差押通知書、相続人代表者の指定通知書等の根拠条項等が明示されている通知については、上記(1)及び(2)の取扱いは不要であること。

第 2 節 不服申立て

第 1 審査法との関係

- 1 審査法は、行政庁の処分等に対する全般的な救済措置を規定したものであるから、原則として、地方税についても適用されることとなる。

ただし、地方税の賦課徴収処分事務は、それが大量的集中的に行われる等の特性を有しているので、法第 19 条から第 19 条の 10 までにおいて、地方税に関する特例規定がおかれている。

したがって、県税の賦課徴収に関する処分等のうち法第 19 条に規定されている処分については、法及び審査法の規定により、その他の処分等（法第 19 条以外の県税関係事務）については、審査法の一般規定のみにより処理されることとなる。

- 2 地方税の犯則事件として行う処分及び不作為については、審査法の適用はないものであること（審査法第 7 条第 1 項第 7 号）。
- 3 審査法の規定による不服申立ては、審査請求、再審査請求及び再調査の請求の 3 方法が規定されているが、これを本県の県税関係事務に適用した場合は次のとおりとなる。

(1) 処分に不服のある場合

区 分	内 容
審査請求	処分庁（局長）の最上級行政庁（知事）に対してするもの（審査法第 4 条第 4 号）。
再審査請求 ※ 県税関係は該当なし。	行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は再審査請求ができるとされている（審査法第 6 条第 1 項）。
再調査の請求 ※ 県税関係は該当なし。	行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（審査法第 5 条第 1 項）。

(2) 不作為について不服がある場合

行政庁がなすべき処分等を行わない場合、これに対して審査請求をすることができる（審査法第 3 条）。

- 4 実務上最も多く該当する事例としては、賦課及び更正又は決定処分（通知）並びに納税者からの申請に対する局長の決定に対する審査請求が考えられるが、この場合は 3 の (1) により直接処分庁ではなく、審査庁に対する審査請求の方法で行うこととなる。

なお、いわゆる陳情、苦情の申出は、この審査法に基づく審査請求には該当しないものであること。したがって口頭で苦情の申出があり、担当職員等の説明で了解した場合はこれに該当しないものであること。

- 5 局長に委任していない県税事務に関する知事の処分についての不服申立ての方法は、知事に対する審査請求によるものであること。

第2 審査請求の方法と処理

- 1 局長の行った処分に対し、不服のあるものは、最上級行政庁たる知事に審査請求を行うこととなるが、その審査請求書の提出方法は次によること。

- (1) 審査請求書は書面により正副2通提出すること（審査法施行令第4条第1項）。
- (2) 提出方法は、直接審査庁である知事に提出することが本則であるが、処分庁を経由してすることもできるとされている（審査法第21条）。

処分庁が審査請求書の提出を受けたときは、処分庁は、審査請求書の提出があった年月日の記録を行い、審査請求先となる審査庁に審査請求書を送付する際には、当該年月日が審査請求があった日とみなされる（審査法第21条第3項）ことから、当該年月日を併せて通知すること。

- (3) 審査請求書の記載事項等については、審査法第19条第2項の規定によるが、様式については法の趣旨にもより、規則等で定めないので、法定の事項が記載されていれば適宜の様式でよいものであること。（事務上の便宜のため、様式ひな型は次のとおりとする。）

- (4) 審査請求をすることができる期間は、次によるものであること。

ア 滞納処分について法第19条の4各号の規定に該当する場合（審査請求期間の特例）は、同条各項に定める日又は期限。

イ 前記ア以外の場合は、審査法第18条の規定により、処分があったことを知った日（通常納税通知書等が送達された日）の翌日から起算して3月以内。ただし、天災その他特別の理由があるなど「正当な理由」（審査法第18条第1項但書）がある場合は、この限りではない点に留意すること。

- 2 審査請求書が処分庁に提出された場合は、

処分庁は次によりすみやかに処理すること。

- (1) 審査請求書の正・副2通を直ちに審査庁あて送付すること（審査法第21条第2項）。
- (2) 審査請求書の記載事項に明らかに脱漏、誤りがある場合、又は1通だけ提出した場合等適正を欠いている場合は、その内容を相手方に教示をし、相手方が2、3日中に補正をする意思表示をした場合は、それを待って(1)の措置をとること。

なお、約束の日までに補正のない場合は、当初提出の書類によって処理すること。

- (3) 審査庁となるべき行政庁に対し、審査請求がその事務所に到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下、本節において「標準処理期間」とする。）を定めるよう努力義務が課せられている（審査法第16条）。なお、地方税法及び県税条例等に基づく県税の賦課徴収に関する処分に係る審査請求の標準処理期間は275日である。

- (4) 審査請求書がいったん提出された場合は、処分庁から審査庁に回送する前に取下げの申出があった場合も、審査法第27条第2項による取下げ書と共に審査庁あて送付すること。

なお、取下げに当たっては、原則として審査請求書の返還は要しないものであるが、審査請求人から返還請求があった場合は、当該審査請求の写しをとり、原本は審査請求人に返し、写しを審査庁あて送付すること。

- (5) 関係書類は、後日訴訟の提起等問題の生ずる場合のことを考慮し、整理保管に特に留意すること。

審 查 請 求 書

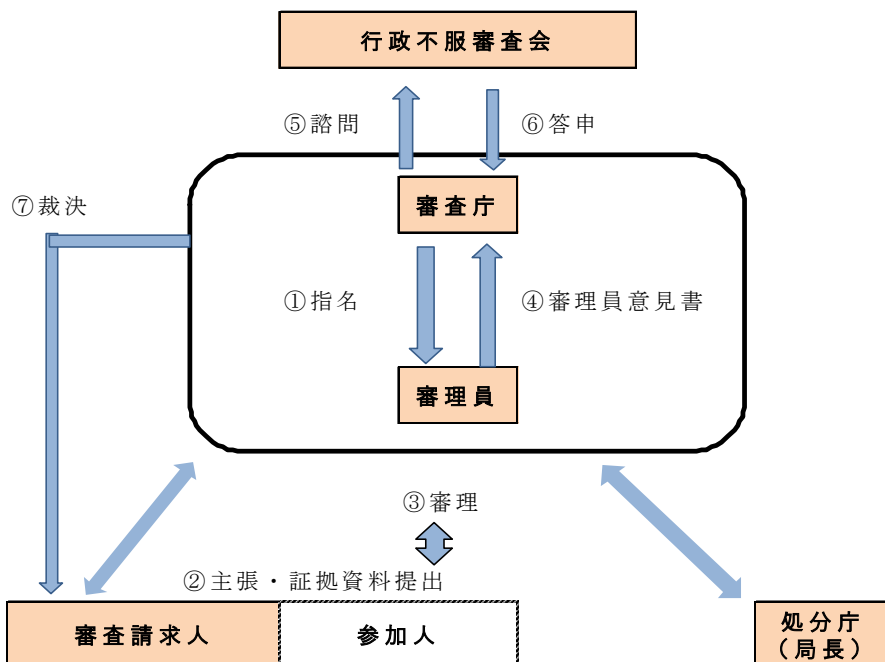
住（居）所、氏名又は 名称及び代表者名	
納税通知書、決定その他 の処分の通知書番号	
年 度	
税 目	
期別（月別）・事業年度	
税 額	
処分のあったことを知った日 〔納税通知書、決定その他の 処分の通知書受領年月日〕	
処 分 の 内 容	
	趣旨
審査請求の趣旨及び理由	理 由
行政不服審査法の規定に 基づく審査請求に関する 教示の有無とその内容 （右の欄の該当のないも のを削ること。）	次のとおり教示があった。 この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを 知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」と いいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査 請求書（正副２通）は、当地域振興局を経由して提出することもで きます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌 日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができ なくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があっ た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をし ることが認められる場合があります。
	教示はなかった。
上記のとおり審査請求をいたします。 年 月 日 新潟県知事 様	
審査請求人 住（居）所 氏名又は名称及び代表者  代 理 人 住（居）所 氏名又は名称及び代表者 	

- 注 1 審査請求書は正副 2 通提出してください。
- 2 審査請求書は、所管の地域振興局を経由して提出することもできます。
- 3 審査請求の理由等につき必要な場合は、別に内訳書又は証拠書類を添付してください。
- 4 審査請求人が法人の場合は、代表者が押印するとともに、代表者の資格を証する書面（法人の登記事項証明書等）を添付してください。
- 5 代理人による審査請求の場合は、代理人が押印するとともに、代理人の資格を証する書面（委任状）を添付してください。

3 審査請求の処理手順

処分に対する審査請求における、審査請

求人及び審査庁等の処理手順を図解すると次のとおりとなる。



第3 不作為についての審査請求

現行県税関係事務においては、処分庁に対し、処分庁がなすべきことをなさざることに對する不服申立ての事例は、ほとんどないと考えられるが、事例が生じた場合には、審査法第3条の規定により、それぞれ処理すること。

なお、次の点に留意すること。

- 1 不作為について、審査庁に対する審査請求があった場合で、審査請求書が直接審査庁に送付されたときは、処分庁に連絡のうえ処理することとする。

なお、不作為に係る審査請求については、審査庁への審査請求書が処分庁経由で提出された場合は、便宜第2・2に準じすみやかに審査庁へ回送すること。

- 2 不作為については、法には特例規定はなく審査法のみにより処理するものであること。
- 3 審査請求のできる期間については、特に制限はないものであること。（審査法第3条、第18条）

第4 教示

処分の相手方に対しては、審査法第82条の規定による審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法第46条の規定による取消訴訟に関する教示を、原則書面によって行わなければならないことが法律で義務づけされている。このため、処分に関する様式については、教示文言を記載するものとする。

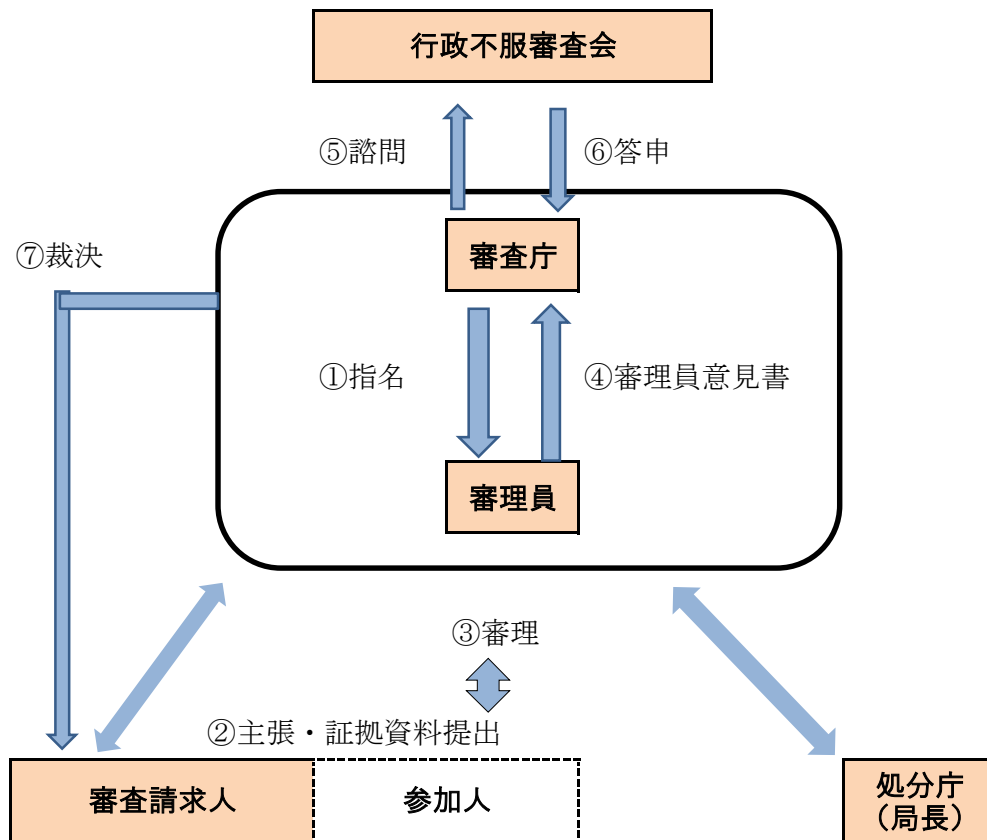
- 1 教示しなければならない事項

- (1) 不服申立てに関する教示事項

ア 当該処分につき不服申立てをすることができる旨

イ 不服申立てをすべき行政庁

ウ 不服申立てをすることができる期間



なお、利害関係人から不服申立てに関する教示を求められた場合には、行政庁は教示しなければならない。

(2) 取消訴訟に関する教示事項

ア 訴訟において被告とすべき者

イ 出訴期間

ウ 審査請求に対する裁決等を経た後でなければ取消訴訟を提起できない旨（審査請求前置）の定めがあるときは、その旨
なお、地方税法又は県税条例等に基づく処分のうち、審査請求前置となるものは、法第 19 条、施行規則第 1 条の 7 及び「行政不服審査法等の施行に伴う当面の取扱いについて」（昭和 37 年 10 月 23 日自治丙府発第 78 号自治省税務局長通知）第三、1 (2) に列挙している処分であること（法第 19 条の 11・第 19 条の 12）。

【取消訴訟の概要】

17 年 4 月 1 日に行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 84 号）が施行され、行政訴訟をより分かりやすく、利用しやすくする改正が行われた。

○被告適格の簡明化

訴訟手続を簡明にするために、被告を「処分をした行政庁」（新潟県知事等）から「処分をした行政庁の所属する国又は公共団体」（新潟県等）に改めた。

○出訴期間の延長

出訴期間が 3 箇月から 6 箇月に延長されるとともに、不変期間ではなくなった。

○訴訟手続に関する教示の義務づけ（新設）

処分の相手方に対して、被告とすべき者、出訴期間、不服申立前置等の教示が義務づけられた。

2 教示を要しないものとして取り扱って差し支えない場合

(1) 納税通知書、更正、決定通知書等、処分に該当する通知書等については、原則すべて教示の記載をしなければならないが、たとえば徴収猶予の決定通知書、減免承認通知書、課税免除又は減額についての決定通知書等のうち、納税者の申請どおり認めて通知する場合で、相手方に不利益を与える

ものではない処分のお知らせには教示は不要であること。

(2) 処分の相手方以外の者に書面を交付する場合（たとえば抵当権者に対する担保権設定等財産差押通知書）

(3) 不特定多数の者に対する通知（たとえば公売公告）

3 徴収関係の事務については、それぞれの処分によって相手方に対して書面を発する場合が多く、またその処分についても、それぞれ性格に差異があるため、教示の文言についても典型的に分類してこの処分に適合した教示をすること。

したがって、その処分によって生ずる法律効果が行政庁の意思表示にかかるもの、直接法律の規定によるもの、法律効果の発生とは直接関係がなく、手続上書面を発するもの及び事実行為によるもの等次の 7 種類に分類する。

(1) 処分によって生ずる法律効果が、行政庁の意思表示にかかる処分について、法令の規定に基づいて交付する書面、たとえば差押調書等をいう。

(2) 処分によって生ずる法律効果が、行政庁の意思表示にかかる処分について交付する書面で(1)以外のもの。

たとえば、納税猶予の不許可通知書等をいう。

(3) 処分による法律効果の発生が、行政庁の意思表示にかかわらず、直接法律の規定に基づく処分について、法令の規定に基づいて交付する書面

たとえば、組合員等の持分の払戻請求の予告通知書等をいう。

(4) 処分による法律効果の発生が、行政庁の意思表示にかかわらず、直接法律の規定に基づく処分について、法令の規定に基づいて交付する書面で(3)以外のもの。

たとえば、担保の目的でされた仮登記財産の差押通知書等をいう。

(5) 処分の執行に伴い、その処分の効力とは関係なく、法令の規定に基づき相手方に交付する書面。

たとえば、債権差押えをする場合の差押調書謄本等をいう。

- (6) 処分の執行に伴い、その処分の効力とは関係なく、法令の規定に基づき、相手方に交付する書面で(5)以外のもの。

たとえば、動産を差押えする場合の差押調書謄本及び交付要求通知書(滞納者あて)等をいう。

- (7) 事実行為に関し、相手方に交付する書面
たとえば、搬出調書謄本等をいう。

4 その他留意事項

一つの処分が二以上の処分にかかるものであるときは、おのおのの処分について、それぞれの教示をしなければならない。(たとえば、債権差押えにおいて債権証書を取り上げた場合に差押調書にその旨を附記したとき及び動産を差押えして保管を命じた場合)

第5 個人県民税に係る不服申立て

その賦課徴収事務を市町村長に委任している個人県民税について、納税者等が不服申立てを行う場合は、当該市町村長に対する審査請求の方法により行うこととし、その審査請求に対する当該市町村長(審査庁)の裁決についてさらに不服があっても、再審査請求はできないものであること。(あとは行政事件訴訟法による訴訟の提起のみ)

したがって、法第739条の5の規定により滞納処分の執行を県側が引継ぎを受けて行う場合を除き、個人県民税に係る不服申立てについて県側が関与することはないものであること。

第3節 更正の請求

第1 更正の請求制度

申告納付又は申告納入に係る税目(法人県民税、法人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、

産業廃棄物税)について適用される更正の請求(法第20条の9の3)は、原則として申告書を提出した者が法定納期限から5年以内に行うことができるものであるが、その理由の発生が判決による確定等後発的な原因による場合は、法定納期限を経過してもなお一定期間に限り認められ、また、請求することができる課税標準等又は税額等(以下この節において「税額等」という。)についても取扱いが異なるところがあるので運用に際しては次の諸点に留意すること。

1 更正の請求ができる期間

- (1) 法第20条の9の3第1項各号該当
法定納期限の翌日から起算して5年以内
- (2) 法第20条の9の3第2項各号該当
ア 申告書を提出した者
法定納期限の翌日から起算して5年以内と各号に定める起算日から2月以内のいずれかおそく到来する期間満了の日まで
イ 決定を受けた者
法定納期限の翌日から起算して5年以内の期間にかかわらず、各号に定める起算日から2月以内

2 更正の請求ができる税額等

- (1) 法第20条の9の3第1項各号該当
申告書に記載した税額等
- (2) 法第20条の9の3第2項各号該当
申告書に記載した税額等及び更正又は決定に係る税額等

第2 更正の請求の処理

更正の請求書(規則第39号様式の3、各税目共通様式)の提出があった場合は、申告書等資料の確認をし、原則として調査を行い、努めて早期に処理すること。

1 減額の更正をする場合

- (1) 更正の請求理由による更正
調査の結果税額等に請求書に記載された理由による差違が認められる場合は、更正通知書(税目ごとに規則に定める様式、(2)において同じ。)により調査の結果に基づ

く更正をし、更正通知書の摘要欄等に、この更正は請求によるものである旨を記載して通知をすること。

(2) 更正の請求以外の理由による税額等の合算又は相殺

ア 調査の結果税額等に請求書に記載された理由により減額すべき税額等のほか、他の理由により減額すべき税額等の差違が認められる場合はこれらを合算して更正し、更正通知書の摘要欄等にこの旨を記載して通知をすること。

イ 調査の結果減額すべき税額等のほか当該金額に満たない増額すべき税額等がある場合は、これらを相殺した後の減差額について更正をし、更正通知書の摘要欄にこの旨を記載して通知をすること。

2 減額の更正をしない場合

(1) 減額すべき理由又は税額等がないとき

各税目共通の様式（様式通達第 33 号様式）

により更正をすべき理由がない旨を通知すること。

(2) 減額すべき税額等のほかに当該金額以上の増額すべき税額等があるとき

この場合は(1)による通知をするとともに増減について相殺のうえ別途増額の更正を行うこと。

3 期間経過後の請求の取扱い

更正の請求ができる期間を経過した後に更正の請求があった場合は、受理をせず口頭又は符せん等によりこの旨を説明してこれを請求者に返し、後日調査を行って税額等に差違が認められる場合は別途更正の処理をすること。

したがって、この更正の請求による更正とはならないものであること。

第4節 災害による被災 納税者に対する 県税減免基準

第1 目 的

この基準は、災害により損害を受けた納税者に係る県税の減額について、その事例が多く、かつ、取扱い上統一を要すると認められる税目について減免の基準を定め、被災納税者に対する税負担の軽減をはかることを目的とする。

第2 適用する税目

この基準は、次の税目について適用する。

個人事業税
不動産取得税
自動車税
狩猟税

なお、法人事業税及び軽油引取税の減免を行おうとする場合においては、基本要綱第3条第1項第4号の規定により、あらかじめ知事に協議すること。

第3 災害の定義

この基準において災害とは次のものをいう。

震災、風水害、火災、雪害、冷害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害、鉋害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害及び害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう。

第4 減免の取扱い

- 1 減免を行おうとする場合においては、それぞれ条例及び規則の定めるところにより納税者からの申請に基づき処理するものとする。
- 2 この基準により難い特異な事例が生じた場合においては、あらかじめ知事に協議したうえで、この基準と異なる措置を行うことができる。
- 3 減免は、当該年度課税分で納期限が未到来のものについて行うものであること。

第5 適用の時期

- 1 この基準は、平成7年2月20日以後に減免申請のあったものから適用する。
- 2 平成7年2月19日以前に減免申請のあったものについては、なお従前の例による。

第6 減免基準

- 1 個人事業税
 - (1) その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等（以下「保険金等」という。）により補てんされるべき金額を除く。）がその資産の価額の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下である者に対しては、次の区分により減免することができる。

なお、家屋の損害については、損壊部分の床面積がその家屋の延べ床面積の50%以上である場合は、当該家屋について2分の1以上の損害を受けたものとして判定して差し支えないこと（ただし、保険金等により補てんされる場合はこの限りではない。）。)

事業の所得	減免割合
500万円以下であるとき	全部
750万円以下であるとき	2分の1
750万円を超えるとき	4分の1

- (2) (1)に該当するもののほか、その者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財（以下「住宅等」という。）について、災害により受けた損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）が著しい場合で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、

法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この節において同じ。）が500万円以下である者に対しては、次の区分により減免することができる。

損 害 の 金 額	減免割合
住宅等の価格の50%以上60%未満	2分の1
住宅等の価格の60%以上80%未満	4分の3
住宅等の価格の80%以上	全 部

(3) 減免申請書には、市町村が発行する「罹災証明書」の写しとともに別記様式「被災状況明細書」を添付させること。

また、具体的な損害の金額の確認は、「被災状況明細書」により行うものとし、必要に応じて所得税及び住民税における損害の金額の認定状況等についても税務署及び市町村から情報収集のうえ、参考とすること。

なお、所得税の取扱いを参考とする場合は、次のことに留意すること。

ア 所得税においては、①「災害被害者 に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）」（以下「災害減免法」という。）による減免を受ける場合と、②雑損控除の適用を受ける場合があり、①の場合は確定申告書第一表の「災害減免額、外国税額控除額」欄に、②の場合は、確定申告書第一表及び第二表の「雑損控除」欄にそれぞれ記載して申告することになっていること。

イ アの①及び②のいずれの場合も「災害を受けた資産の明細書」を提出させることになっているので、当該明細書の内容で事業税の減免可否の判断が可能な場合は、当該明細書をもって「被災状況明細書」に代えることができるものであること。

(4) 個人事業税の減免は、災害を受けた日の属する年度分の事業税額について減免すべき額を算定し、これを当該災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度分の事業税額から減免するものとする。

なお、当該災害を受けた日の属する年度において、当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額がない場合は、翌年度分の事業税額について減免すべき額を算定し、当該税額から減免することができる。

(5) 定期課税第1期分の納期限が未到来のものについては、第1期に係る税額から減額し、減額しきれない場合は、その残額を第2期に係る税額から減額すること。

(6) 前記(1)(2)中「住宅」、「家財」及び「損害の金額」の用語の意義は次による。

ア 住宅

自己、同一生計配偶者又は扶養親族の所有にかかるものであって自己、同一生計配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠であることを要しない。したがって、たとえば2以上の家屋に自己、同一生計配偶者又は扶養親族が常時起居しているときは、そのいずれも住宅となる。また、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘等は含まれず、常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属物は、住宅に含めること。

イ 家財

その者（その者の同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、その他の家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽用品等生活に必要な程度をこえるものは含まれないものとする。

ウ 損害の金額

被害時の時価により算定するものとする。

2 不動産取得税

(1) 条例第48条第1項第1号に規定する代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免については、次によること。

なお、後記(2)により減免を受けた後、
代替不動産を取得した場合は、この減免は
適用されないものであること。

ア 代替不動産の取得時期

災害発生の日から起算して、次に掲
げる期間内における代替不動産の取得
であること。

- a 専用住宅の滅失等による専用住宅
の取得…………… 5 年
- b a 以外の家屋の滅失等による家屋
の取得…………… 3 年
- c 土地の滅失等による土地の取得
…………… 3 年

イ 減免の割合

(ア) 災害により滅失し、又は損かひによ
り全部を取りこわした家屋

a 被災家屋の固定資産課税台帳登
録価格がある場合

木造家屋については、災害発生の日
の属する年度の固定資産課税台帳登
録価格を 100 分の 80 で除して算出
した価額（1,000 円未満の端数は切
り捨てること。）に、非木造家屋に
ついては、固定資産課税台帳登録価
格（1,000 円未満の端数は切り捨て
ること。）に、それぞれ当該税額の
算定に用いられる税率を乗じて得た
金額を減免する。

b 被災家屋の固定資産課税台帳登録
価格がない場合

(a) 被災家屋について、災害発生前
1 年以内にすでに不動産取得税を
課税しているときは、その評価額
に当該税額の算定に用いられる税
率を乗じて得た金額を減免する。

(b) (a) 以外の被災家屋については、
木造家屋にあつては被災家屋と類
似する家屋の固定資産課税台帳登
録価格から比準して求めた価格を
100 分の 80 で除して算出した価額
に、非木造家屋にあつては比準し
て求めた価格に、それぞれ当該税
率の算定に用いられる税率を乗じ

て得た金額を減免する。

(c) (b) によることが適当でないと認
められる場合には、取得帳簿価格
から被災時までの償却額（法人税
法第 31 条又は所得税法第 49 条の
規定による。）を控除した残額を
被災家屋の価額としてもさしつか
えないこと。

(イ) 災害により一部損かひした家屋

a 木造家屋については、被災家屋の
固定資産課税台帳登録価格に木造家
屋部分別工事費の全工事に占める割
合（別表）及び損かひの程度に応じた
損耗残価率（固定資産評価基準別表
第 10）を乗じて得た価額の合計額を
固定資産課税台帳登録価格から控除
して得た価格に当該税額の算定に用
いられる税率を乗じて得た金額を減
免する。

なお、損かひ部分が明確に床面積
に対応している場合は、被災家屋の
固定資産課税台帳登録価格に床面積
による割合を乗じて算出した価額に
当該税額の算定に用いられる税率を
乗じて、減免額を算定してもさしつ
かえないこと。

b 非木造家屋については、固定資産
評価基準別表第 10（部分別損耗減点
補正率基準表）による減点補正後の
価額と固定資産課税台帳登録価格と
の差額に当該税額の算定に用いられ
る税率を乗じて得た金額を減免する。

(ウ) 災害により滅失し、又は全部損壊した
土地

被災土地の災害発生の日属する年
度の固定資産課税台帳登録価格（法附
則第 11 条の 5 に規定する宅地評価土地
については、2 分の 1 を乗じた額）に
当該税額の算定に用いられる税率を乗
じて得た金額を減免する。

(エ) 災害により一部損壊した土地

被災した土地について、損壊した部
分の面積に相当する災害発生の日属

(別表)

木造家屋部分別工事費の全工事費に占める割合

(千分比)

建物別 部分別	専 用 住 宅	併 用 住 宅	農 漁 家	ア パ ー トル	簡 易 旅 館	旅 料 亭	待 合 所	銀 行 舗	店 舗	劇 映 画 場	キ ャ ン ス ホ ー ル	病 院	浴 場	工 場	倉 庫	土 蔵
	基礎	土台	屋根	柱	造作	外壁	内壁	天井	床	庇	樋	建具	その他	計		
	47	57	58	43	27	21	36	70	37	62	55	41	62	93	95	
	12	12	30	12	7	5	9	12	10	9	12	11	11	8	11	
	166	136	241	101	120	94	125	220	133	76	136	195	294	281	232	
	70	83	82	42	76	77	65	31	315	77	57	142	54	79	63	
	39	42	86	17	40	37	—	25	15	16	58	59	—	—	—	
	77	109	58	67	37	60	140	79	46	158	55	52	59	153	323	
	60	130	72	133	98	109	130	166	125	89	162	182	31	28	31	
	148	105	102	132	252	261	106	124	98	83	110	90	97	55	—	
	186	210	81	150	169	145	151	91	124	234	145	156	238	252	60	
	18	11	—	87	37	50	—	3	44	5	2	9	14	2	3	
	14	12	20	24	9	15	16	6	3	7	8	5	23	31	4	
	163	93	170	164	117	119	213	173	45	181	200	58	117	18	98	
	—	—	—	28	11	7	9	—	5	3	—	—	—	—	80	
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

する年度の固定資産課税台帳登録価格に、当該税額の算定に用いられる税率を乗じて得た金額を減免する。

- (2) 取得した不動産が、その取得の日から納税通知書に記載された納期限の日までに発生した災害により、滅失又は損壊した場合には、次により減免することができる。

ア 滅失又は全部損壊

罹災不動産に係る税額の全額を減免する。

イ 一部損壊

(ア) 家屋の場合

減免する額は、前記(1)イ(イ)を準用する。

この場合において、同項中「固定資産課税台帳登録価格」とあるのは、「罹災家屋に係る不動産取得税課税標準額」と読み替えるものとする。

なお、一部損壊の場合であっても、損壊の程度が著しく(残存部分が家屋としての効用を果たさないもの)、全部損壊と同様と認められる場合は、前期アに準じて取り扱って差し支えないこと。

(イ) 土地の場合

減免する額は、前記(1)イ(エ)を準用する。

なお、一部損壊の場合であっても、損壊の程度が著しく(残存部分が土地としての効用を果たさないもの)、全部損壊と同様に認められる場合は、前期アに準じて取り扱って差し支えないこと。

- (3) 代替不動産を取得した場合において、当該不動産の取得者が罹災不動産の所有者の配偶者又は1親等の血族であり、かつ、災害のあった日以後において生計を一にしている場合においては、真に代替不動産と認められる場合に限り、当該部分の税額を減免することができる。

この場合においては、罹災不動産の所有者が別に代替不動産を取得しても、当該取得者に対しては減免の適用はこれを行わない。

3 自動車税

- (1) 自動車税の納税者が、自己の所有に係る自動車について災害により損害を受け、当該自動車に係る条例第 65 条の規定による税額の 4 倍を超える額以上の修繕費(その損害に対し保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)を要すると認められる場合は、納期限が未到来のものに限り、当該自動車に係る当該災害を受けた日の属する年度分の年税額の 2 分の 1 の額を減免することができる。

なお、当該災害を受けた日の属する年度において、当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額がない場合は、当該自動車に係る翌年度分の年税額の 2 分の 1 の額を減免することができる。

- (2) (1)のうち修繕費の額は、当該修繕費の受領証(原本)によって確認する等正確を期し、減免申請書には、確認した受領証の写しを必ず添付させること。

4 狩猟税

条例第 94 条第 1 項に規定する天災その他特別の事情がある場合に係る狩猟税の減免については、次によること。

- (1) 狩猟税の申告をする者の所有に係る住宅又は家財(以下「住宅等」という。)につき、災害により受けた損害の金額(保険金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅等の価格の 10 分の 3 以上であり、かつ、その者の合計所得金額が 500 万円以下である場合は、納期限が未到来のものに限り、災害を受けた日の属する年度分に申告する税額について減免をすることができる。

なお、当該災害を受けた日の属する年度において、当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額がない場合は、翌年度分に申告する税額について減免をすることができる。

(2) 減免する額

税率の区分	税率	減免額	減免後の税額
法第 700 条の 52 第 1 項第 1 号該当者 (第 1 種銃猟免許)	16,500 円	5,500 円	11,000 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 3 号該当者 (網猟又はわな猟免許)	8,200 円	2,700 円	5,500 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号該当者 (第 1 種銃猟免許で所得割の納付を要しない者のうち一定のもの)	11,000 円	11,000 円	0 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 4 号該当者 (網又はわな猟免許で所得割の納付を要しない者のうち一定のもの)	5,500 円	5,500 円	0 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 5 号該当者 (第 2 種銃猟免許)	5,500 円	5,500 円	0 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 1 号該当者で法附則第 32 条の 2 に規定する税率の特例を受ける者	8,200 円	2,700 円	5,500 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 3 号該当者で法附則第 32 条の 2 に規定する税率の特例を受ける者	4,100 円	1,400 円	2,700 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号該当者で法附則第 32 条の 2 に規定する税率の特例を受ける者	5,500 円	5,500 円	0 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 4 号該当者で法附則第 32 条の 2 に規定する税率の特例を受ける者	2,700 円	2,700 円	0 円
法第 700 条の 52 第 1 項第 5 号該当者で法附則第 32 条の 2 に規定する税率の特例を受ける者	2,700 円	2,700 円	0 円

- (3) 減免申請書には、別記様式 2「被災状況明細書（狩猟税 災害減免添付書類用）」又は市町村の発行する罹災証明書及び所得証明書（直近の年度のもの）を添付させること。
- (4) 減免申請書は、条例第 92 条第 1 項の規定により現金をもって払い込むべきときに課税地を所管する局長に提出するものであること。
- (5) 前記(1)中「住宅」、「家財」及び「損害の金額」の用語の意義は、前記 1 (6)ア～ウによるものとする。
- (6) 損害の金額の把握が困難な場合にあっては、市町村長が発行する罹災証明書により「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の罹災状況のものは、損害の金額が住宅等の価格の 10 分の 3 以上のものに該当すると

して認定して差し支えない。

また、住宅等の損害の金額に係る算定にあたっては、地震保険の加入者数に鑑み、保険金等により補てんされるべき金額がないものとして差し支えないが、保険金等が支払われていると認められる者にあつては、別記様式 2「被災状況明細書（狩猟税 災害減免添付書類用）」により保険金等を控除した上で行うこと。

被災状況明細書 (個人事業税 災害減免添付書類)

様 住所
氏名

1 被災状況

被災年月日	年 月 日	被災の種類	被災の程度
-------	-------	-------	-------

2 減免申請事由

区 分	該 当
(1) 事業用資産の損害が2分の1以上で前年中の事業所得が1,000万円以下の者	前年中の事業所得が500万円以下 " 750万円以下 " 750万円超
(2) 住宅又は家財の損害が著しい者で前年中の所得が500万円以下の者	損害が住宅等の価格の50%以上60%未満 " 60%以上80%未満 " 80%以上

注 (1) に該当する場合は次の3(1)、4、6を記入してください。
(2) に該当する場合は次の3(2)、5、6を記入してください。

3 前年の所得

(1) 地方税法第72条の49の12第1項～第5項により計算した事業所得	
(2) 地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額	

4 事業用資産の損害状況

区 分	被災直前における価額①	損 害 額②	保険金、損害賠償金等で補てんされた額③	差 引 損 害 額 (②－③) ④	損 害 割 合 (④／①) ⑤
	円	円	円	円	
合 計					%

5 住宅、家財の損害状況

区 分	被災直前における価格①	損 害 額②	保険金、損害賠償金等で補てんされた額③	差 引 損 害 額 (②－③) ④	損 害 割 合 (④／①) ⑤
住 宅	円	円	円	円	
家 財					
合 計					%

《家族構成：大人（18歳以上） 人、小人（18歳未満） 人》

6 被害を受けた資産の所在地が住所地と異なる場合、その被災資産の所在地

--

※ 記入方法については裏面をお読みください。

個人事業税に係る災害減免

個人事業税の納税義務者の方が災害により損害を受けた場合は、次の1又は2の基準により個人事業税が減免されます。

- 1 事業用資産の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその資産の価額の2分の1以上で、前年中の地方税法第72条の49の12第1項から第5項までの規定により計算した事業所得が1,000万円以下の者

- | | | |
|-----|--------------------|----------|
| (1) | 事業の所得が500万円以下であるとき | ⇒ 全額減免 |
| (2) | 〃 750万円以下であるとき | ⇒ 2分の1減免 |
| (3) | 〃 750万円を超えるとき | ⇒ 4分の1減免 |

- 2 納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が著しい場合で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者

- | | | |
|-----|--------------------------|----------|
| (1) | 損害の金額が、住宅等の価格の50%以上60%未満 | ⇒ 2分の1減免 |
| (2) | 〃 60%以上80%未満 | ⇒ 4分の3減免 |
| (3) | 〃 80%以上 | ⇒ 全額減免 |

【 被 災 状 況 明 細 書 の 記 入 方 法 】

この明細書は次の事項を参考に記入してください。

- 1 「被災の種類」欄
災害の区分を震災、水害、火災などのように記入してください。
- 2 「被災の程度」欄
全焼、半焼、流失、全壊、半壊、浸水、土砂流入等と記入し、浸水及び土砂流入の場合は床下・床上〇〇cmと記入してください。
- 3 「減免申請事由」欄
該当するものに○を付けてください。
- 4 「事業用資産の損害状況」及び「住宅、家財の損害状況」欄
 - (1) 「保険金、損害賠償金等で補てんされた額」欄
保険金や損害賠償金などの支払いを受けるものがある場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった被災財産の区分ごとに判明するときは、その被災財産の区分ごとに、被災財産の区分ごとに判明しないときは、被災財産の被害額等により配分したところにより記入してください。
なお、その明細（支払者ごとの名称、支払を受ける金額、保険の契約金額など）については、この用紙の余白に記入するか、又は適宜別紙に記入し添付してください。
 - (2) 「区分」欄
被災した事業用資産の区分を、住宅、商品、工場、店舗、貨物自動車、旋盤等と記入してください。
 - (3) 「住宅」
住宅とは、自己、同一生計配偶者又は扶養親族の所有に係るものであって、自己、同一生計配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋をいい、常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属物を含みます。
 - (4) 「家財」
家財とは、自己、同一生計配偶者又は扶養親族の日常生活に必要な家具、什器、衣服、その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽用品等生活に必要な程度を超えるものは含みません。
 - (5) 「損害額」等
損害額等の価額は、損害時の時価により算定し記入してください。

※ ご不明な点がある場合は、最寄りの地域振興局県税部まで照会してください。

別記様式2(第6、4(3))

被災状況明細書 (狩猟税 災害減免添付書類用)

様

住 所 _____
氏 名 _____

1 被災状況

被災年月日	年 月 日	被災の種類		被災の程度	
-------	-------	-------	--	-------	--

2 住宅、家財の損害状況

区 分	被災直前における価格 ①	損 害 額 ②	保険金、損害賠償金等で補てんされた額 ③	差引損害額 (②-③) ④	損害割合 (④/①)
住 宅	円	円	円	円	
家 財					
合 計					%

※ 記入方法については裏面をお読みください。

【被災状況明細書の記入方法】

この明細書は次の事項を参考に記入してください。

1 「被災の種類」欄

災害の区分を震災、水害、火災などのように記入してください。

2 「被災の程度」欄

全焼、半焼、流出、全壊、半壊、浸水、土砂流入等と記入し、浸水及び土砂流入の場合は床下・床上〇〇cmと記入してください。

3 「住宅、家財の損害状況」欄

(1) 「住宅」

住宅とは、自己、同一生計配偶者又は扶養親族の所有に係るものであって、自己、同一生計配偶者又は扶養親族が常時起居する家屋をいい、常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属物を含みます。

(2) 「家財」

家財とは、自己、同一生計配偶者又は扶養親族の日常生活に必要な家具、什器、衣服、その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽用品等生活に必要な程度を超えるものは含みません。

(3) 「損害額」等

損害額等の価額は、損害時の時価により算定し記入してください。

(4) 「保険金、損害賠償金等で補てんされた額」

保険金や損害賠償金などの支払いを受けるものがある場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった被災財産の区分ごとに判明するときは、その被災財産の区分ごとに、被災財産の区分ごとに判明しないときは、被災財産の被害額等により配分したところにより記入してください。

なお、その明細（支払者ごとの名称、支払を受ける金額、保険の契約金額など）については、この用紙の余白に記入するか、又は適宜別紙に記入し添付してください。

※ ご不明な点がある場合は、最寄りの地域振興局県税部まで照会してください。

第5節 電子計算機を使用して 作成する地方税関係帳 簿等の保存

第1 電磁的記録による備付け・保存を 認める帳簿の範囲及び要件

電磁的記録による備付け・保存が認められる帳簿の範囲は次の1～5、要件は6、7によること。

- 1 備付け・保存が認められている帳簿のうち、別表1に規定された帳簿であること。
- 2 法第748条第1項及び第749条第1項に規定する地方税関係帳簿の備付け及び保存（以下「保存等」という。）は、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成したものを対象とし、手書きなど電子計算機を使用しない過程を踏まないものであること。（「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例について」（平成10年自治税企第15号（平成17年総税企第77号・平成25年総税企第74号・平27年総税企第88号・令3年総税企第130号・令5年総税電第17号一部改正（以下本節において「通知」という。）第1、4）
- 3 法第748条第1項及び第749条第1項に規定する地方税関係帳簿の保存等については、自己（保存義務者が主体となって作成することを意味し、会計事務所等に委託する場合を含む。（通知第1、3））が作成する会計帳簿、決算関係書類、取引の相手方に交付する領収書、請求書等の控えが対象となり、相手方から交付された領収書、請求書等の書類で、紙で受け取るものは対象とならないので注意すること。
- 4 法第748条第1項及び第749条第1項に規定する「地方税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、省令第25条第1項各号又は第26条第1項各号の要件に従って保存等が行われている当該地方税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいうこと。

したがって、電子計算機処理において複数

の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができること。

この場合の地方税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体等（フロッピーディスク、コンパクトディスク、光ディスク、磁気テープ、磁気ディスク、クラウド（ストレージ）サービス等）についても、保存義務者が任意に選択することができるものであること。

（通知第1、1）

- 5 法第748条第1項の規定を適用する帳簿の単位は、一部の地方税関係帳簿について適用を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者等における次のような地方税関係帳簿の作成の実態に応じて、それぞれの事務所又は事業所ごとに、それぞれの帳簿の種類を単位として適用することができること。

なお、地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等に当たっては、電磁的記録による保存等を開始した日（保存等に代える日）及び電磁的記録による保存等を取りやめた日（保存等に代えることをやめた日）を明確にしておく必要がある。（通知第1、2）

ア 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合

イ アに掲げる地方税関係帳簿のほか現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などの地方税関係帳簿を作成している場合

ウ ア又はイに掲げる地方税関係帳簿を本店で作成するほか事業部又は事業所ごとに作成している場合

- 6 別表1に規定された地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等要件〔省令第25条第1項及び第2項第1号関係〕

- (1) 真実性確保のための要件

ア 訂正・削除（間接的な変更、反対仕訳等を含む。（通知第1、9））の事実・内容及び通常の業務処理期間後に行った入力の実事が確認できるシステムを使用していること。（帳簿のみ）〔第2項

第 1 号イ〕（通知第 1、10～12 参照）

イ 法第 748 条第 1 項に規定する地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿の記録事項との間において相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

〔第 2 項第 1 号ロ〕（通知第 1、13 参照）

ウ 次に掲げる書類がシステムに備え付けられていること。（電磁的記録等で保存し、地方税関係帳簿の電磁的記録の保存等をする場所（以下(2)アにおいて「保存場所」という。）で、画面や書面に速やかに出力できれば、これを認めることができる。）〔第 1 項第 1 号（第 3 項及び第 5 項第 6 号において準用する場合を含む。）〕（通知第 1、5・6）

(ア) システムの概要に係る基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書等の書類

(イ) システムの開発に際して作成した仕様書、設計書、プログラムリスト等の書類

(ウ) システムの操作マニュアル、運用マニュアル

(エ) 電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類、事務提要

ただし自己開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、(ア)及び(イ)は不要。また、電子計算機処理を委託する場合には、(ウ)は不要であるが、(エ)に加えて委託契約書が必要。

(2) 見読可能性確保のための要件

ア 整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるためのディスプレイ、プリンタ、操作説明書等が備え付けられていること〔第 1 項第 2 号及び第 5 項第 4 号〕。

この場合、保存場所に設置される出力用の電子計算機及びプログラムは、必ず

しも地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラムと同一である必要はなく、情報処理センターなどと通信回線で接続されており、保存場所において整然明瞭かつ速やかに画面や書面に出力できればよい。（通知第 1、8）

イ 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）が確保されていること。〔第 2 項第 1 号ハ〕（通知第 1、14 参照）

(ア) 一連番号等により帳簿間の相互関連性の要件（(1)イ参照）を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿の記録事項を検索することができる機能が必要となるものであること。（通知第 1、15）

(イ) 日付け又は金額にかかる記録項目については、課税期間ごとの地方税関係帳簿別に日付け又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができること。（通知第 1、16）

(ウ) 個々の地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録事項の組み合わせによっても条件を設定することができるものであること。（通知第 1、17）

(3) 地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。ただし、(1)、ア及びイ並びに(2)イにより保存を行っている場合を除く。〔第 1 項第 1 号及び第 3 号〕（通知第 1、21・22 参照）

7 別表 1 に規定された帳簿に係る電子計算機出力マイクロフィルムによる保存要件〔省令第 25 条第 2 項第 2 号及び省令第 26 条第 1 項関係〕

電磁的記録による保存等の要件が必要であり〔第 26 条第 1 項〕、加えて、次の要件が必要。

- (1) 電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」という。）の作成等に関する事務手続、電磁的記録が真正な出力により作成された旨の申請者及び作成責任者の署名、作成年月日等を記載した書類が備え付けられていること。〔第 26 条第 1 項第 1 号〕
- (2) 記録内容に関する索引簿、索引が整備されていること。〔第 25 条第 2 項第 2 号ハ及びニ〕（通知第 1、18）
- (3) マイクロフィルムリーダープリンタ（JIS 規格 B7186 の基準を満たすもので、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるものに限る。）及び操作説明書が備え付けられていること。〔第 26 条第 1 項第 2 号〕
- (4) COMに出力した電磁的記録が保存されるか、又はCOMの記録事項に係る検索機能が確保されていること。（地方税関係帳簿の保存期間の初日から当該地方税関係帳簿に係る県税の法定納期限後 3 年を経過するまでの間）〔第 25 条第 2 項第 2 号ホ〕（通知第 1、19）

第 2 電磁的記録による保存を認める書類について

1 電磁的記録による保存が認められる書類の範囲

法第 748 条第 2 項及び第 749 条第 2 項に規定する電磁的記録による保存が認められている地方税関係書類については、別表 2 に規定された書類であること。

2 別表 2 に規定された書類に係る電磁的記録の保存要件〔省令第 25 条第 3 項関係〕

当該保存要件については、第 1、6 (1)～(3)の規定を準用すること。なお、規定の一部について読み替えがあることに留意すること。

3 別表 2 に規定された書類に係る COMに

よる保存要件〔省令第 26 条第 2 項関係〕

当該保存要件については、第 1、7 (1)～(4)の規定を準用すること。なお、規定の一部について読み替えがあることに留意すること。

第 3 スキャナによる保存を認めている書類について

1 スキャナによる保存が認められる書類の範囲

法 748 条第 3 項に規定するスキャナによる保存が認められる地方税関係書類については、別表 3 に規定された書類であること。

2 別表 3 に規定された地方税関係書類に係る電磁的記録の保存要件等〔省令第 25 条第 4・5・6・8・9 項関係〕

当該要件等については、通知第 1、5～7・14・16・17・20～37、40 に留意すること。

3 過去分書類に関する取扱い〔省令第 25 条第 7 項関係〕

過去分書類の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合、第 1 号様式により、適用届出書を提出させること。その際、記載要領等に従って不備なく記載されているかどうかを確認すること。

また、通知第 1、38・39 に留意すること。

第 4 地方税関係書類の電磁的記録による徴収等

1 法第 750 条第 1 項から第 3 項に規定する地方税関係書類の電磁的記録による徴収等に係る書類については、別表 4 に規定された書類であること。

2 別表 4 に規定された書類について、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けること又は提供をもって当該書類の徴収又は提出に代えることができることとする。（法第 750 条第 1 項及び第 2 項）

また、提供を受けた者は、一定の要件の下、当該電磁的記録を保存しなければならないこととする。（法第 750 条第 3 項）

3 当該取扱いについては省令第 27 条及び通知第 2、1～11 に留意すること。

ることから、その取扱については、他の税目の例によるものとする。

第 5 隠蔽・仮装があった場合の重加算金の加重措置

第 3 により保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録及び第 4 により提供が行われた地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関して、隠蔽又は仮装された事実に基づいて期限後申告等があった場合における重加算金の金額は、通常重加算金の額に、その金額の計算の基礎となるべき金額（当該事項に係る金額に限る。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。（法第 756 条第 4 項及び 5 項）

なお、取扱いについては政令第 58～60 条、通知第 3、2～4 に留意すること。

第 6 地方税に関する法令の規定の適用

地方税法及び国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により電磁的記録や電子計算機出力マイクロフィルムに対する質問検査権や検査拒否等に関する罰則などの地方税関係法令の規定の適用については、当該電磁的記録等を帳簿又は書類とみなし、これらの規定の適用は確保されているものであること。（法第 756 条第 1～3 項、通知第 3、1）

第 7 ゴルフ場利用税についての取扱い

ゴルフ場利用税については、地方税法に電磁的記録等による保存等の規定はないが、条例第 55 条に帳簿等の保存義務が規定されていることから、他の税目の例により取り扱うものとする。（条例第 56 条）

第 8 産業廃棄物税についての取扱い

産業廃棄物税については、地方税法に電磁的記録等による保存等の規定はないが、産廃税条例第 21 条に帳簿等の保存義務が規定されてい

別表 1

【法第 748 条第 1 項及び第 749 条第 1 項に係る書類】

税 目	区 分	帳 簿
県たばこ税	法第 74 条の 17 に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者	製造たばこの販売等に関する事実を記載した帳簿
軽油引取税	法第 144 条の 32 第 3 項に規定する同条第 1 項の承認を受けた者	製造、譲渡又は消費について承認を受けた事項に関する事実を記載した帳簿
	法第 144 条の 36 に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡、納入、貯蔵及び消費に関する事実を記載した帳簿

別表 2

【法第 748 条第 2 項及び法第 749 条第 2 項に係る書類】

税 目	区 分	書 類
県たばこ税	法第 74 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等	製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（法第 74 条の 6 第 2 項）

別表 3

【法第 748 条第 3 項に係る書類】

税 目	区 分	書 類
県たばこ税	法第 74 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等	小売販売業者の営業所ごとの当該当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類（法第 74 条の 2 第 3 項）
		卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類（法第 74 条の 2 第 4 項）
		製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（法第 74 条の 6 第 2 項）
軽油引取税	法第 144 条の 32 第 1 項第 3 号に係る承認を受けた者	燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡することを証する書類（法第 144 条の 32 第 6 項）
	法第 144 条の 35 第 7 項に規定する特別徴収義務者	軽油の引取りを行った者が特別徴収義務者に提出する軽油引取りを行った者の事務所又は事務所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類（法第 144 条の 35 第 6 項）

別表 4

【法第 750 条第 1 項～第 3 項に係る書類】

税 目	区 分	書 類
県たばこ税	法第 74 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等	小売販売業者の営業所ごとの当該当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類（法第 74 条の 2 第 3 項）
		卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類（法第 74 条の 2 第 4 項）
軽油引取税	法第 144 条の 35 第 7 項に規定する特別徴収義務者	軽油の引取りを行った者が特別徴収義務者に提出する軽油引取りを行った者の事務所又は事務所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類（法第 144 条の 35 第 6 項）

地方税関係書類の電磁的記録による
スキャナ保存の適用届出書（過去分書類）

過去書類

受付印

令和 年 月 日

殿

※整理番号	
(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 — —)
(フリガナ) 名 称 (屋 号)	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	↓個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	
(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)

地方税法施行規則第25条第7項に規定する過去分書類について、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 届出をする過去分書類の種類及び基準日				
書 類 の 種 類			基 準 日	国税関係
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等	ファイル形式	(保存に代える日)	申請状況
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
2 その他参考となる事項				

※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書		回 付 先	
	(摘 要)				
	番号確認	身元確認	確認書類		
	☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()			

第6節 県税の調査における事前 通知等の取扱い

第1 調査の事前通知の取扱い

調査（滞納処分に係る調査を除く。以下この節の第1及び第2において同じ。）を行う場合には、原則として、あらかじめ調査対象者に対して、次の事項を口頭又は書面により通知すること。

ただし、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準額等又は税額等の把握を困難にするおそれその他県税に関する調査の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には通知を要しないこと。

- ① 調査を開始する日時
- ② 調査を行う場所
- ③ 調査の目的
- ④ 調査の対象となる税目
- ⑤ 調査の対象となる期間
- ⑥ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦ その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なもの

第2 調査終了の際の手続きに係る取扱い

調査を行った結果については、原則として、以下のとおり行うこと。

(1) 申告に係る調査

ア 更正・決定を行わない場合

調査対象者に対し、その時点において調査結果の内容（税目、課税期間等）が更正・決定すべきと認められない旨を口頭又は書面により通知すること。

イ 更正・決定を行う場合

調査対象者に対し、その調査結果の内容（税目、課税期間、更正・決定をすべきと認める金額、その理由等）を口頭で説明すること。

(2) その他の調査

調査対象者に対し、その調査結果の内容

を口頭又は書面により通知すること。

なお、調査の内容により、結果の説明が必要でない場合は、省略することができること。

第3 留置き（預かり）の取扱い

1 賦課徴収に関する調査において提出された帳簿書類等の留置きについては、次のとおり取り扱うこと。

なお、留置きとは、提出を受けた帳簿書類等について、徴税吏員が占有する状態をいうものであること。

- (1) 帳簿書類等の留置きは、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留め置くことが合理的と認められる場合に、必要性を説明の上、その承諾を得て行うこと。
- (2) 帳簿書類等を留め置く際は、預り証（様式通達第28号様式の2）に当該帳簿書類等の名称など必要事項を記載した上で帳簿書類等を提出した者に交付すること。
- (3) 留め置いた帳簿書類等については、善良な管理者の注意をもって文書及び個人情報等の散逸、漏洩等の防止に配意して管理し、留め置く必要がなくなったときには、遅滞なく、預り証と引き換えに留め置いた帳簿書類等を返還すること。
- (4) 帳簿書類等を提出した者から留め置いた帳簿書類等の返還の求めがあったときは、原則として速やかに返還することとし、引き続き留め置く必要があり、返還の求めに応じることができない場合には、その旨及び理由を説明し了解を得ること。
- (5) 預り証を交付する際は、その控えを作成し帳簿書類等を提出した者に対し署名（記名を含む。）・押印（法人の場合は社印を含む。）を求めること。
- (6) 預り証と引き換えに留め置いた帳簿書類等を返還する際は、帳簿書類等を返還した事実を記録に残すため、当該預り証の控えに返還を受けた旨の記載及び帳簿書類等

を提出した者の署名(記名を含む。）・押 印
(法人の場合は社印を含む。)を求めるこ
と。

この場合において、帳簿書類等を提出し
た者から返還を要しない旨の申出があった
場合には、返還を受けた旨の記載に代えて
返還を要しない旨の記載を求めること。

- (7) 帳簿書類等を提出した者が預り証を紛失
した場合には、預り証の控えを使用して返
還手続を行うこととなり、預り証の控えの
返還確認欄に署名(記名を含む。）・押印(法
人の場合は社印を含む。)を求めるととも
に、交付した預り証の返還がなかった旨及
びその理由を、その余白に記載すること。

また、帳簿書類等を提出した者が署名・
押印に応じない場合には、返還確認欄にそ
の理由を記載すること。